平成 31 年（2019 年）３月 29 日
平成30年度第４回介護保険運営協議会
【 資 料 ３ 】

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について

指定地域密着型通所介護事業所　１事業所

（１）サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。利用者定員は19名未満。

（２）指定申請案件

レコードブック久里浜

申　請　者	横浜市港北区岸根町660－18 株式会社スナグ 代表取締役　菅原　明
事業所名称	レコードブック久里浜
事業所の所在	横須賀市根岸町４－２－１
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	平成31年１月１日
利用定員	10人
実施単位数	２単位
営業日	月曜日から金曜日（祝日も営業）
営業時間	８:30～17:30
サービス提供時間	９:00～12:15、13:45～17:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	おやつ・お茶代　55円
加算等	個別機能訓練加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

<table>
<tr><th colspan="4"></th><th>要　　件</th><th>指定案件（レコードブック久里浜）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">人員基準</td><td rowspan="2">管理者</td><td colspan="2">勤務形態</td><td>常勤専従（管理上支障がない場合は兼務可能）</td><td rowspan="2">常勤兼務
・当該事業所の生活相談員と兼務</td></tr>
<tr><td colspan="2">兼務の範囲</td><td>①事業所の他の職務
②同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活相談員</td><td colspan="2">勤務形態</td><td>提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">提供日ごとにサービス提供時間を上回る生活相談員を配置（社会福祉主事配置）</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格要件</td><td>次のいずれか
・社会福祉主事（社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当する者）
・介護福祉士
・介護支援専門員
・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で２年以上介護等の業務に従事した者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護従業者</td><td rowspan="2">看護職員又は介護職員
（利用定員10人以下）</td><td colspan="2"></td><td>提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１</td><td rowspan="2">①提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置
②常時１以上の介護職員を配置</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看護職員又は介護職員
（利用定員11人以上）</td><td colspan="2"></td><td>単位ごとに次の①②を満たすように配置（利用者の処遇に支障がない場合は他の単位と兼務可能）
①看護職員（看護師又は准看護師）専従１以上
②介護職員は、 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間≧１
※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>単位ごとに常時１人以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務形態</td><td colspan="2">生活相談員又は介護職員のうち１以上は常勤</td><td>生活相談員常勤１人
介護職員常勤１人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">機能訓練指導員</td><td colspan="2">必要数</td><td>１以上（事業所の他の職務と兼務可能）</td><td rowspan="2">看護師２人</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格要件</td><td>次のいずれか
・理学療法士
・作業療法士
・言語聴覚士
・看護師／准看護師
・柔道整復師
・あん摩マッサージ指圧師
・はり師／きゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</td></tr>
</table>

設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積≧３㎡×利用定員 ※同一の場所でも可	65.51㎡≧30㎡
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に配慮
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	自動火災報知設備、誘導灯、消火器
利用定員		利用定員18人以下 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護　レコードブック久里浜　　位置図

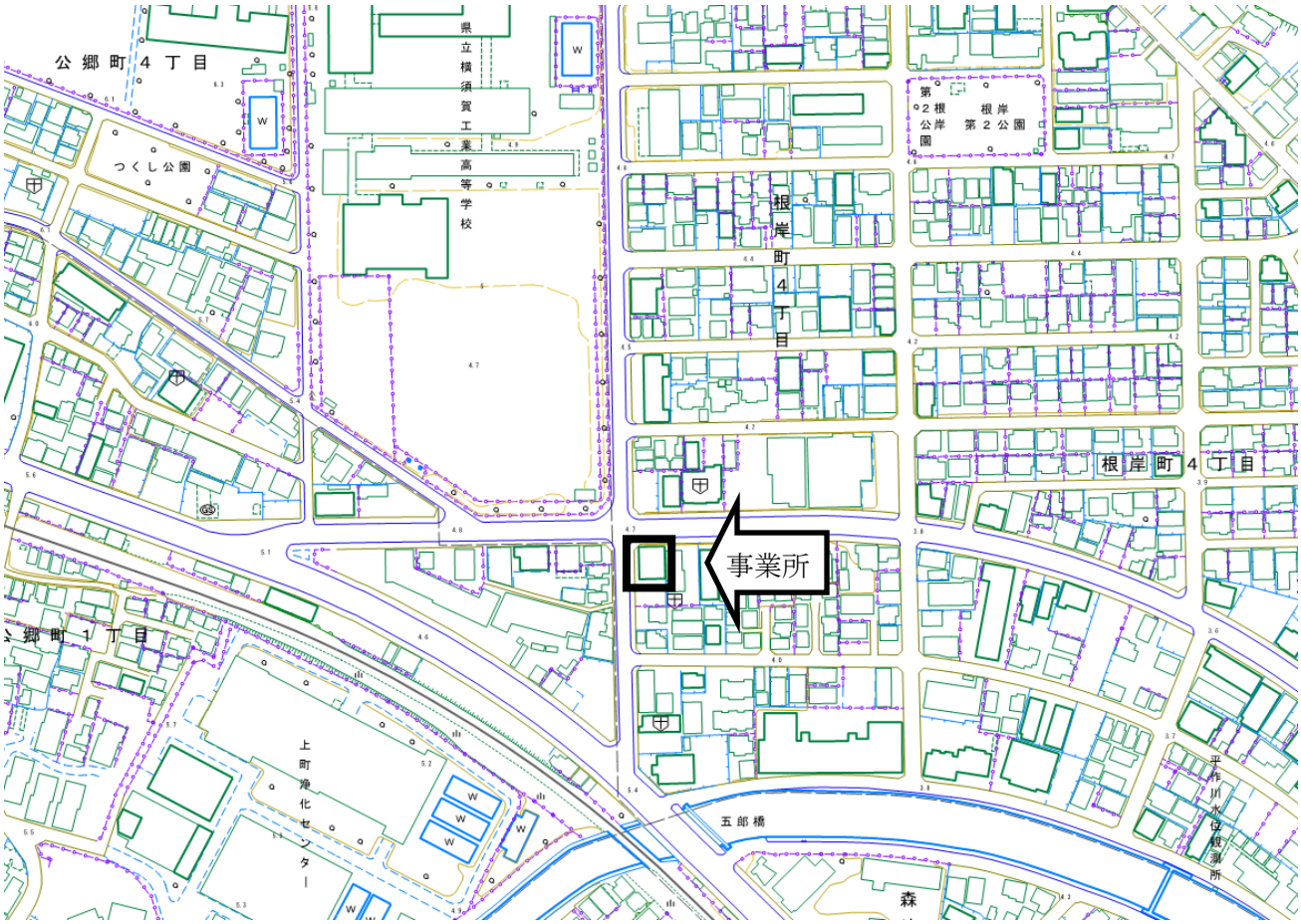

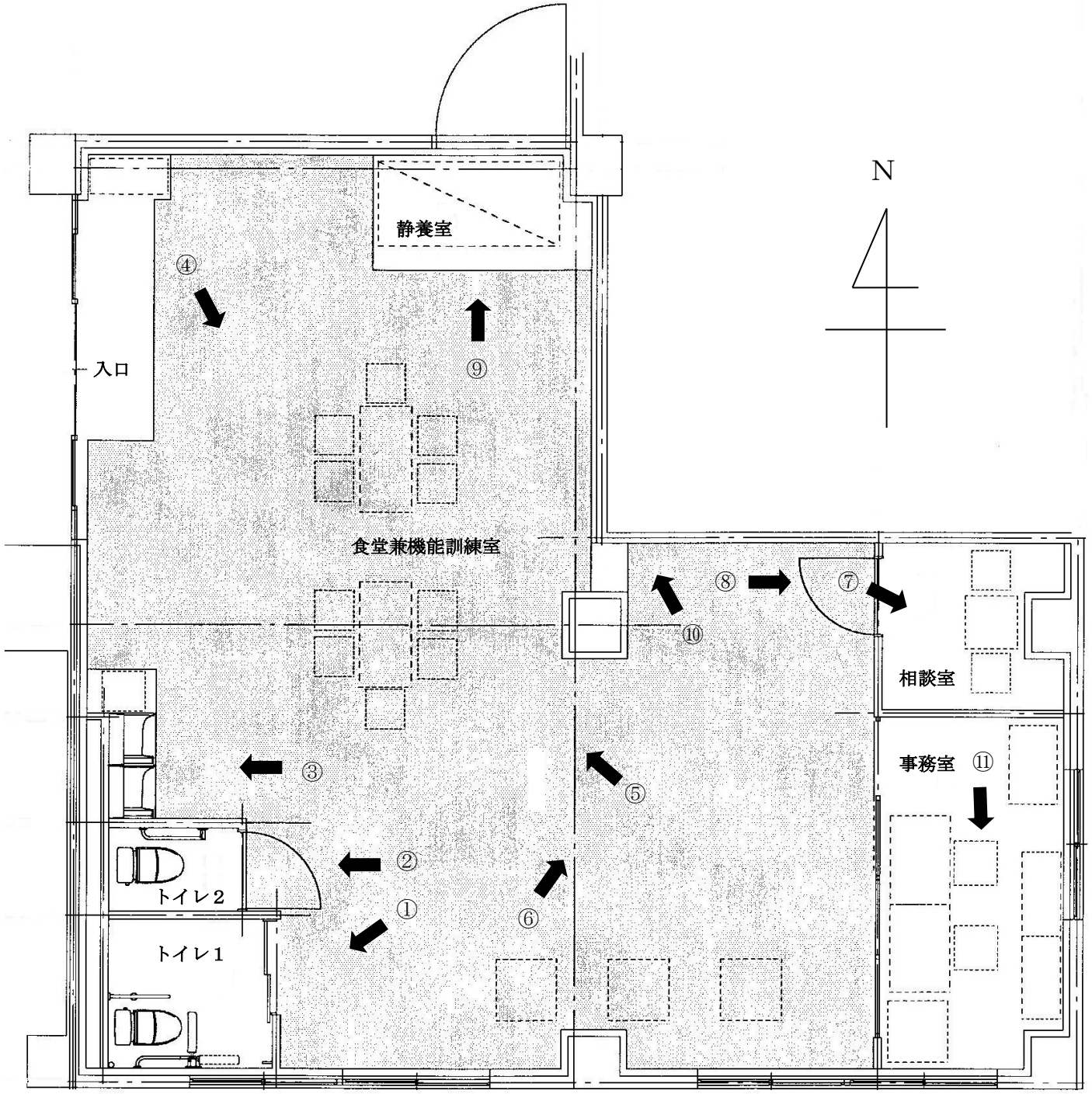
N
静養室
入口
食堂兼機能訓練室
相談室
事務室
トイレ2
トイレ1
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪

【現地写真】レコードブック久里浜
（平成 30 年 12 月 20 日撮影）

入口

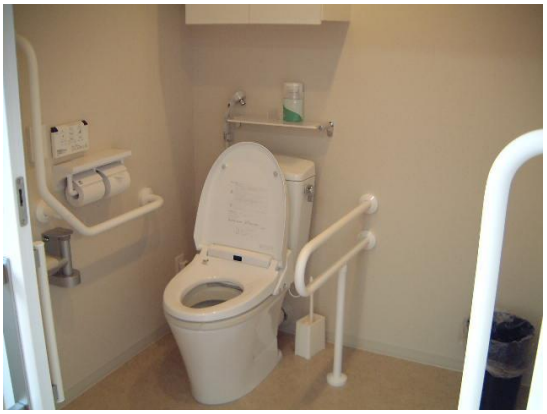

①　トイレ１

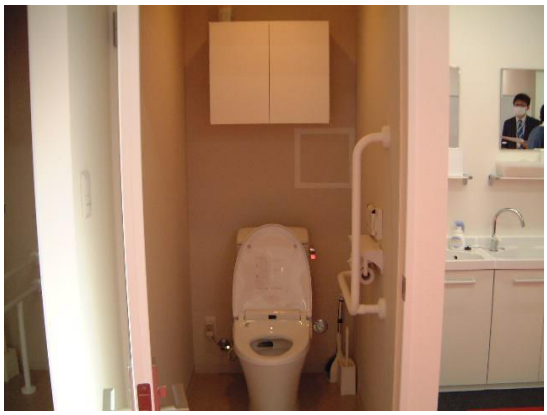

②　トイレ２

③　洗面台

④　食堂兼機能訓練室１

⑤　食堂兼機能訓練室２

【現地写真】レコードブック久里浜
（平成 30 年 12 月 20 日撮影）

⑥　食堂兼機能訓練室３

⑦　相談室

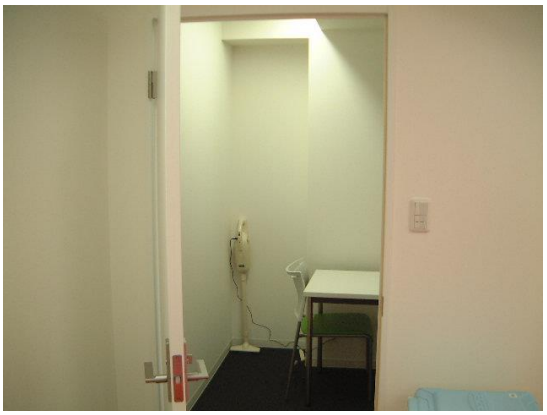

⑧　相談室（外観）

⑨　静養室

⑩　消火器

⑪　事務室